

かもめ共済の加入にあたって

(1) 加入できる方

小樽市内の事業所に勤務する従業員及び事業主、個人事業主の方です。
パートやアルバイトの方も入会できます。積極的に御加入ください。

(※ただし、1年未満の期間を定めて雇用する方は入会できません。)

なお、加入は原則として事業所単位又は親睦会単位です。年齢制限はありません。

(2) 加入の手続き

次の①～②の書類に必要事項を記入・捺印し、事務局へ提出してください。

- ① 入会申込書（1部）
- ② 会員カード（人数分）

(3) 加入の承認

加入が承認されますと、次の書類を事業所あてに送付します。

- ・入会通知書
- ・小樽市勤労者共済会会員証
- ・共済事務の手引き
- ・かもめ通信【保存版】
- ・施設利用助成券

【諸手続きに必要な書類一式】

- ・会員異動届（2号様式）
- ・会員カード（4号様式）
- ・給付金給付決定書（5号様式）
- ・各種助成金請求書
- ・変更届

裏面も御覧ください。 →

会費について

(1) 会費の納入

会員（事業所）は、加入月に会員1人につき、それぞれ入会金100円と月600円の会費を口座振替で納入するか、指定の金融機関（又は共済会事務局）に納入してください。（追加加入の場合も同じです。）

会費は事業所ごとに全会員分を一括して納入してください。月の途中で退会したときは、その月分の会費はお返できませんので御了承願います。

また、会費を理由なく3か月以上滞納しますと会員の資格を失うことがありますので、御注意ください。

(2) 納入方法

① 口座振替

北海道信用金庫・北陸銀行の小樽市内の各支店。

入会時に、預金口座振替依頼書（事務局に書類あります。）を提出していただきます。

② 口座振込による払込

共済会事務局から請求書を発行し、指定口座にお振込みしていただきます。

振込手数料は御負担いただきます。

③ 現金による払込

共済会事務局から請求書を発行し、現金を持参していただきます。

※できるだけ①口座振替での納入をお願いしております。（振替手数料はかかりません。）

(3) 納入期限

当月分の会費は、前月の末日までが納入期限となり、前納制です。

お早めの納入をお願いいたします。（例：4月分は3月31日が納入期限）

口座振替の場合：前月の末日が引落日となりますが、末日が土日祝日又は金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

(4) 会費の負担

会費は、共済事業の趣旨からも可能な限り、事業主の方が御負担ください。

※事業主の方が負担した入会金・会費は事業所の福利厚生費として税法上の損金（法人税法第22条第3項）、または必要経費（所得税法第37条第1項）として計上することができます。

（※共済事務の手引きから抜粋）